

## 京成サンコーポ稲毛緑化協定

### ( 目 的 )

第 1 条 この協定は、敷地内に植栽されている樹木の維持・保全を主とし、将来にわたる緑化の増進に務め、私達が生活する地区の住環境を緑豊かな潤いのあるものとすることを目的とする。

### ( 名 称 )

第 2 条 この協定は、京成サンコーポ稲毛緑化協定（以下「協定」という。）という。

### ( 協定の締結 )

第 3 条 この協定は、都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号以下「法律」という）第 20 条の規定に基づいて締結するものとする。

### ( 協定区域 )

第 4 条 協定の対象となる区域は、別添協定区域図に表示する京成サンコーポ稲毛管理組合（以下「管理組合」という。）の管理する敷地内全域とする。

### ( 協定の効力 )

第 5 条 この協定は、法律による認可を千葉市長から受けた日から起算して 1 年以内において、協定区域内に 2 以上の土地所有者等（法律第 14 条に規定する土地所有者等

をいう。以下同じ。)が存することとなつた時から効力が発生することになり、この時以後において新たに協定区域内の土地所有者等となつた者に対しても、その効力が及ぶものである。

### (緑化に関する事項)

第6条 第1条の目的を達成するため、土地所有者等は、その所有し、又は地上権若しくは賃借権を有する土地(以下「所有土地」という。)の緑化の増進に務めるものとする。

2 植栽する樹木は、敷地内の緑を豊かにするばかりでなく、近隣的环境保全に役立つことが必要であるため、それに適する樹木を次のものから選び植栽することとする。

#### (1) 花または葉を楽しむ木

ウメ、サクラ、ツバキ、サザンカ、サルスベリ、モクレン、コブシ、モミジ、サンゴジュ、モクセイ、ツツジ、サツキ、ジンチヨウゲ、アジサイ、クチナシ、バラ、ヤマブキ、アベリヤ等。

#### (2) 実のなる木

カキ、モモ、スモモ、イチジク、ナツメ、ビワ、ブドウ、アンズ、ザクロ、リンゴ、ナシ、クリ等。

#### (3) 鳥が寄つてくる木

モツコク、ウメモドキ、ナンテン、ヒラカンサス、ヒ

サカキ、クロガネモチ、マサキ、ヤツデ、アオキ、カクレミノ、ツゲ、グミ等。

#### (4) 景観を良くする木

マツ、シイ、カシ、モチノキ、タイサンボク、スギ、ヒバ、ケヤキ、イチヨウ、ニセアカシヤ、カイヅカイブキ、マテバシイ、ウバメガシ等。

#### ( 植栽樹木の保護及び管理 )

第7条 協定者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう、植栽した樹木を良好に保護するよう努めなければならない。

2 植栽した樹木の病虫駆除、施肥、剪定等の樹木の保護及び育成に係る管理は、管理組合に委任するものとする。

3 植栽した樹木が、増改築その他工作物の設置等の支障となる場合は原則として、移植するものとし、枯損した場合には、補植する。

#### ( 協定の有効期間 )

第8条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかつた場合は、さらに10年間延長するものとする。

#### ( 協定の変更及び廃止 )

第9条 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等

全員の合意により、法律による認可を受けるものとする。

2 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半数の合意により、法律による認可を受けるものとする。

( 所有地等の譲渡等 )

第 10 条 この協定は、新たに土地所有者等となつた者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有地等を譲り渡した場合、新たに土地所有者等となつた者に対し、この協定内容を明らかにするものとする。

( 違反者等に対する措置 )

第 11 条 故意又は重大な過失により、植栽した樹木等を伐採し、若しくは損傷する等により、この協定に違反した者に対し、管理組合は、協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとする。

違反者がこの要求に応じない場合、管理組合は、協定の目的とする範囲内で公平な措置をとるものとする。

( 協定の保管 )

第 12 条 この協定書は、京成サンコーポ稲毛管理組合の理事長が保管し、各協定者はその写しを保有するものとする。

以 上